

「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止について

1 制度の概要

三倍体魚等の利用にあたっては、「三倍体魚等の水産生物の利用要領」について（平成4年7月2日付け4水研第343号水産庁長官通達。以下「本取扱い」という。）を定め、三倍体魚等を利用しようとする者については、①生殖能力などの特性評価を行い、②水産庁長官に確認を申請し、③水産庁長官による特性評価の確認を受ける仕組みとしてきた。また水産庁は要領に基づき三倍体魚等の利用実態把握を毎年行ってきた。

2 見直しの趣旨

本取扱いについて、カルタヘナ法の制定など状況の変化を受け、本取扱いの見直しについての有識者による検討を行ったところであり、この取りまとめを踏まえ、下記のとおり見直しを行うもの。

（通達の廃止）

「三倍体魚等の水産生物の利用要領」について（平成4年7月2日付け4水研第343号水産庁長官通達）及び「三倍体魚等の水産生物の利用要領」における確認等について（平成4年7月2日付け4水研第344号水産庁研究部長通達）を廃止する。

3 施行時期

都道府県向け廃止通知発出 令和4年8月下旬（予定）